

滋賀県空き家対策総合支援事業費補助金交付要綱

内容

第1章 共通事項	2
第1条 目的	2
第2条 定義	2
第3条 補助実施事業	4
第4条 交付申請書の提出	4
第5条 補助金の交付決定	4
第6条 補助事業の着手	4
第7条 実績報告	4
第8条 補助金の額の確定	5
第9条 補助事業の取消	5
第10条 補助金の返還	5
第11条 標準事務処理期間	5
第12条 その他	5
第2章 空き家バンクの物件登録・流通促進等に対する支援	7
第13条 補助対象事業	7
第14条 補助対象経費	7
第15条 補助金の額	7
第16条 指示等	7
第17条 交付の条件	7
第3章 既存住宅リフォームに対する支援	9
第18条 補助対象事業	9
第19条 補助対象要件	9
第20条 補助対象経費	9
第21条 補助金の額	10
第22条 指示等	10
第23条 交付の条件	10
第4章 特定空家等に対する支援	11
第24条 補助対象事業	11
第25条 補助対象経費	11
第26条 補助金の額	11
第27条 指示等	11
第28条 交付の条件	11
第5章 既存住宅状況調査(インスペクション)に対する支援	13
第29条 補助対象事業	13

第30条 補助事業実施者	13
第31条 補助金の額	13
第32条 交付の条件	13
第33条 誓約書の提出	14

第1章 共通事項

第1条 目的

この要綱は、空き家を持続可能なまちづくりや地域活性化につながる資源として活用するための取組を支援するとともに、危険な空き家の早期解消により安全・安心なまちづくりを図るため、滋賀県空き家対策総合支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について定めるものであり、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2条 定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家

県内に存する住宅のうち、現に使用されていないものをいう。

(2) 子育て世帯

補助金の交付申請日の属する年度において、中学3年生以下の子供がいる世帯をいう。

(3) 若年世帯

補助金の交付申請日の属する年度の末日において、その世帯を構成する者（以下「世帯員」という。）の年齢が40歳未満の世帯をいう。

(4) 空家等対策計画

空家等対策の推進に関する特別措置法（（平成26年法律第127号）以下、「空家特措法」という。）第6条に規定する空家等対策計画をいう。

(5) 空家等

空家特措法第2条において定義されている「空家等」をいう。

(6) 特定空家等

空家特措法第2条において定義されている「特定空家等」をいう。

(7) 市町の立地適正化計画で定める居住誘導区域等

次のアまたはイのいずれかを満たす区域

- ア 都市再生特別措置法第 81 条に基づき市町が策定する立地適正化計画において定める「居住誘導区域」内の区域
- イ 別表 1 に掲げる主要な鉄道駅や市町の中心部（市役所・役場）から半径 2,000 メートル以内の区域

(8) 市町が政策的誘導策等で定める地域

次のアまたはイのいずれかを満たす区域

- ア 空家等対策計画その他市町が定める計画等において、移住促進施策等と連携した空き家の利活用施策の取組対象とし、連携施策を実施している地域
- イ 県の分野横断的プロジェクトとして市町が認定を受けている地域
- ウ その他知事が定める地域

(9) 災害レッドゾーン

次のアからエまでのいずれかを満たす区域

- ア 建築基準法第 39 条に基づき地方公共団体が条例で定める「災害危険区域」（滋賀県流域治水の推進に関する条例において定める浸水警戒区域を含む。）
- イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律第 9 条に基づき都道府県知事が定める「土砂災害特別警戒区域」
- ウ 地すべり等防止法第 3 条に基づき国土交通大臣または農林水産大臣が定める「地すべり防止区域」
- エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条に基づき都道府県知事が定める「急傾斜地崩壊危険区域」
- オ 特定都市河川浸水被害対策法第 56 条第 1 項に基づき都道府県知事が定める「浸水被害防止区域」

(10) 既存住宅状況調査

既存住宅状況調査技術者が行う建物の構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分として、宅地建物取引業法施行規則（昭和 32 年建設省令第 12 号）第 15 条の 7 各項に規定するものの状況の調査であって、既存住宅状況調査方法基準（平成 29 年国土交通省告示第 82 号）によるものをいう。

(11) 既存住宅状況調査技術者

経年変化その他の建物に生じる事象に関する知識及び能力を有する者として、宅地建物取引業法施行規則第 15 条の 8 第 1 項に規定する者をいう。

(12) 不良住宅

住宅地区改良法第 2 条第 4 項に定義されている「不良住宅」をいう。

第3条 補助実施事業

知事は、第2章から第5章に掲げる補助対象事業を実施する者（以下、「補助事業実施者」という。）に対し事業に要する費用の一部を予算の範囲内において補助するものとする。

第4条 交付申請書の提出

- 1 補助事業実施者は、本補助制度を活用しようとするときは、当該年度の2月末日までに交付申請書（様式第1号）に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業実施者は、補助事業の内容の変更に伴って交付決定を受けた補助金の額を変更しようとするときは、当該年度の2月末日までに変更交付申請書（様式第1-1号）に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業実施者は、第1項の交付申請書および前項の変更交付申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して提出しなければならない。ただし、提出時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りではない。

第5条 補助金の交付決定

知事は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請書の審査を行い、補助事業として適當と認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

第6条 補助事業の着手

補助事業実施者は、補助金の交付決定を受けた日以降に補助事業に着手し、当該年度中に事業を完了しなければならない。

第7条 実績報告

- 1 補助事業実施者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第2号）に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による実績報告の期限は、補助事業の完了の日から起算して15日を経過した日または、当該年度の3月末日のいずれか早い期日までとする。
- 3 第4条第3項ただし書きの規定により交付申請書の提出をした補助事業実施者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

第8条 補助金の額の確定

- 1 知事は、前条により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適當と認められるときは補助金の額の確定をしたうえで、補助事業実施者に対し補助金を交付するものとする。
- 2 補助金額の算定において千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるのこととする。

第9条 補助事業の取消

補助事業実施者は、補助対象事業を取消しようとする場合は、取消申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

第10条 補助金の返還

- 1 補助事業完了後に補助対象経費に変動が生じる等、補助金返還の必要が生じたときは、補助事業実施者は返還報告書(様式第4号)に知事が必要と認める書類を添付して知事に報告するものとし、補助対象経費の変動に応じて補助金を返還しなければならない。
- 2 補助事業実施者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

第11条 標準事務処理期間

この要綱に係る標準事務処理期間は、次のとおりとする。

- (1)規則第4条第1項の規定による補助金の交付の決定は、第4条の規定による交付申請書の提出があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2)規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定に基づく実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

第12条 その他

- 1 補助事業実施者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1)第4条第3項、第7条第3項、第10条第2項に規定するところに準用すること。
- 2 補助事業実施者は、第4条の規定に基づく交付申請書の提出、第7条の規定に基づく実績報告、第9条の規定に基づく補助事業の取消または第10条の規定に基づく補助金の返還については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 3 この要綱に定めるほか、必要な事項は別途知事が定める。

別表1（第2条関係） 主要な鉄道駅や市町の中心部（市役所・役場）

市町名	主要な鉄道駅	市町の中心部（市役所・役場）
長浜市	余呉駅、木ノ本駅、高月駅、河毛駅、虎姫駅、長浜駅、田村駅	長浜市役所、長浜市役所北部振興局、湖北支所、虎姫支所、高月支所、余呉支所、浅井支所、びわ支所、西浅井支所
栗東市	栗東駅、手原駅	栗東市役所
高島市	マキノ駅、近江今津駅、新旭駅、安曇川駅、近江高島駅	高島市役所、今津支所、安曇川支所、高島支所、マキノ支所、朽木支所
東近江市	—	湖東支所、愛東支所、永源寺支所
米原市	坂田駅、米原駅、醒ヶ井駅、近江長岡駅、柏原駅	米原市役所、山東庁舎、伊吹庁舎
日野町	日野駅	日野町役場
竜王町	—	竜王町役場
愛荘町	愛知川駅	愛荘町役場愛知川庁舎
豊郷町	豊郷駅	豊郷町役場
甲良町	—	甲良町役場
多賀町	多賀大社前駅	多賀町役場

第2章 空き家バンクの物件登録・流通促進等に対する支援

第13条 補助対象事業

補助対象事業は、空家等対策計画を定めた市町が運営する空き家バンクの物件登録や流通促進に資する取組、空家特措法の改正に合わせた取組および民法の改正による相続登記の申請義務化に合わせた取組として、別表2に掲げるものとする。ただし、補助事業実施者が過年度に実施した事業と同一内容で継続して実施する事業を除く。

第14条 補助対象経費

補助対象となる経費は、別表3に掲げるものとする。

第15条 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の実支出額から国庫補助金および寄付金その他の収入額を控除した額の2分の1を乗じて得た額とし、200千円を上限とする。

第16条 指示等

知事は市町長に対して、補助対象事業に関し必要な指示をし、報告を求め、または検査をすることができる。

第17条 交付の条件

規則第5条第1項に規定する条件は、次のとおりとする。

(1) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。

(2) 事業に係る収入および支出についての証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならぬ。

別表2（第13条関係） 補助対象事業

空き家バンクへの物件登録の促進に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策や住まいの終活に向けた出前講座や研修会の開催、個別相談の実施 ・空き家の利活用の可能性を広報しバンク登録の機運醸成に寄与する取組 ・行政および関係士業等の民間機関が連携した新規の総合相談窓口の設置等 ・その他空き家バンクへの物件登録の促進に寄与する取組
登録物件のマッチングの促進に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家見学ツアーやマッチングイベント、DIYワークショップ等の開催 ・空き家バンクへのデジタル技術やリモート相談環境の導入など運営の高度化 ・その他空き家のマッチングの促進に寄与する取組
空家特措法の改正（令和5年12月施行）に合わせた空き家の適正管理の促進に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等活用促進区域の指定に寄与する取組（例：調査委託等の実施） ・空家等管理活用支援法人の指定や活用に寄与する取組（例：業務委託の実施等） ・管理不全空家等の実態把握に寄与する取組（例：調査委託の実施等） ・財産管理制度等の活用に寄与する取組（例：財産管理人選任のための予納金納付等） ・その他空家特措法の改正に合わせた取組
相続登記の促進に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相続登記のためのセミナー開催、チラシの作成等 ・その他相続登記の申請義務化に合わせた取組

別表3（第14条関係） 補助対象経費

報償費	講座や研修会・個別相談の専門家等に対する賃金または報酬・謝金等
旅費	講座や研修会・個別相談の専門家への費用弁償、イベント参加者への旅費等
需用費	事業実施に直接必要な消耗品費および印刷製本費
役務費	事業実施に直接必要な通信費・広告料・保険料等
委託料	事業実施に要する業務委託費等
使用料および賃借料	事業実施に直接必要な会場借上料等
負担金補助および交付金	事業実施に要する負担金・補助金・交付金等

※地方公共団体の職員に対して支弁する費用および備品購入費は補助対象としない。

第3章 既存住宅リフォームに対する支援

第18条 補助対象事業

補助対象事業は、空家等対策計画を定めた市町が、次条で定める空き家の改修を行った者（以下「補助対象者」という）に補助を行う事業とする。

第19条 補助対象要件

補助対象要件は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 補助対象者を含む世帯（以下、「対象世帯」という。）および、世帯員が次の①②いずれも満たすものであること。
- ① 対象世帯が、子育て世帯もしくは若年世帯であること。
 - ② 工事完了日から、補助の対象となる空き家を取得する場合は1年以上、賃借する場合は3年以上、世帯員のうち少なくとも1名が居住する見込みであること。
- (2) 対象となる空き家が、次の①から④までのいずれも満たすものであること。
- ① 市町が指定する空き家バンクを通じて取得もしくは賃借すること。
 - ② 「市町の立地適正化計画で定める居住誘導区域等」または「市町が政策的誘導策等で定める地域」のいずれかに立地すること。
 - ③ 災害レッドゾーンに立地していないこと。
 - ④ 改修前に既存住宅状況調査を実施すること。ただし、改修前1年以内に売主がすでに実施している場合または新耐震基準に適合している場合を除く。
- (3) 改修の内容が、次の①から③までのいずれも満たすものであること。
- ① 補助対象者が空き家を取得または賃借する際に行うものであること。
 - ② 補助対象者が市町に対し、補助金の交付申請を行った年度内に工事が完了するものであること。
 - ③ 居住を目的として取得または賃借する一戸建ての住宅（店舗等の用途を併せるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）に係るものであること。

第20条 補助対象経費

補助対象となる経費は、住宅の改修に直接要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は補助の対象としない。

- (1) 住宅以外の物置、車庫、カーポート、その他の改修工事
- (2) 外構工事
- (3) 家庭用電化製品および家具等の備品購入費に係る経費
- (4) 前項に掲げるもののほか、知事が補助の対象とすることが不適当と認める経費

第21条 補助金の額

補助金の額は、補助対象者が実施する改修工事に対し市町が交付する額から国庫補助金を控除した額の3分の1を乗じて得た額とする。ただし、対象世帯が県外からの移転の場合は400千円を上限とし、県内での移転の場合は200千円を上限とする。

第22条 指示等

知事は市町長に対して、補助対象事業に関し必要な指示をし、報告を求め、または検査をすることができる。

第23条 交付の条件

規則第5条第1項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。
- (2) 事業に係る収入および支出についての証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければなければならない。

第4章 特定空家等に対する支援

第24条 補助対象事業

補助対象事業は、空家等対策計画を定めた市町が行う事業で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 自主解体支援

特定空家等または空き家の不良住宅を所有者等が除却するために必要な工事等に対し市町が行う補助事業

(2) 代執行支援

市町長が空家特措法第14条第9項に基づく行政代執行または同条第10項の規定に基づく必要な措置の代執行により特定空家等を除却する事業。ただし、国の補助制度を活用して実施することが可能な代執行については、本補助金の対象としない。

第25条 補助対象経費

補助対象経費は、別表4に掲げるものとする。

第26条 補助金の額

補助金の額は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 自主解体支援

特定空家等または空き家の不良住宅を所有者等が除却するために必要な工事等に対し市町が交付する額に5分の1を乗じて得た額とする。ただし1件あたりの補助金の額の上限は100千円とする。

(2) 代執行支援

補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の1とする。ただし、代執行1件あたりの補助金の額の上限は1,000千円とする。

第27条 指示等

知事は市町長に対して、補助対象事業に関し必要な指示をし、報告を求め、または検査をすることができる。

第28条 交付の条件

規則第5条第1項に規定する条件は、次のとおりとする。

(1) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。

(2) 事業に係る収入および支出についての証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

別表4（第25条関係） 補助対象経費

自主解体支援	<p>所有者等が行う一の特定空家等または空き家の不良住宅の除却工事等に関する費用に対する補助事業を対象とする。</p> <p>除却工事等に関する費用に含まれる経費は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・特定空家等または空き家の不良住宅の除却工事に要する費用・廃材等の撤去処分に要する費用
代執行支援	<p>一の特定空家等の代執行に要した費用のうち、回収に向け最大限の取組を実施したにもかかわらず回収が著しく困難であって、かつ回収不能額が確定した費用を対象とする。</p> <p>補助対象額は、次の数式 a)および b)により計算された費用のうちいずれか低い額とする。</p> <p>a) = (代執行に要した費用) - (所有者等から回収が可能であった費用)</p> <p>b) = (国土交通大臣の定める平米あたりの除却工事費) ×(除却する空家等の延床面積)</p> <p>代執行に要した費用に含まれる経費は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・特定空家等の除却工事に要する費用・廃材等の撤去処分に要する費用 <p>ただし、国の補助制度を活用して実施することが可能な代執行については、補助金の対象としない。</p>

第5章 既存住宅状況調査（インスペクション）に対する支援

第29条 補助対象事業

- 1 補助対象事業は、既存住宅状況調査技術者が、既存住宅状況調査（配管・設備、雨樋などの追加調査と調査結果報告書の作成を含む。）を一の既存住宅に対して実施するものとする。
- 2 前項の既存住宅は、次の各号の全てに該当するものとする。
 - (1) 滋賀県内に所在する住宅
 - (2) 居住を目的として売買（3親等内の親族間で行われるものと除く。）に供される住宅（店舗等の用途を併せるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）
 - (3) 建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅または、すでに人の居住の用に供したことのある住宅
 - (4) 別表5で定める条件を満たす住宅

第30条 補助事業実施者

補助金の交付を受けることができる者は、当該住宅に関して、次の各号に規定する売主または買主のいずれかに該当する個人（個人事業者を除く。）とする。ただし、同一年度内において、補助事業実施者一者当たり5戸までとする。

- (1) 売主
不動産登記簿（建物）に所有者として登記のある者とし、次のいずれかを満たすものであること。
 - ①宅地建物取引業者と媒介契約を締結している者
 - ②市町が指定する空き家バンクに登録されている住宅の所有者
 - ③買主と売買契約を締結している者
- (2) 買主
宅地建物取引業者や売主との間において次のいずれかを満たすこと。
 - ①媒介契約を締結している者
 - ②不動産売買契約を締結している者（物件の引渡しを受けた者は、引渡し日から3か月を経過しない者）

第31条 補助金の額

補助金の額は、別表5(ア)の1または2に該当する住宅は、既存住宅状況調査実施に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、50千円を上限とする。また、別表5(ア)の3に該当する住宅は、既存住宅状況調査実施に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、25千円を上限とする。

第32条 交付の条件

規則第5条第1項に規定する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者が、次のアからオまでのいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団員（（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 自己、第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

ウ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

エ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 上記アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(2) 前号アからオまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している個人でないこと。

第33条 誓約書の提出

補助金の交付を受けようとする者は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、前条各項のいずれにも該当しないことを表明・確約するため、誓約書（様式第1号別紙5-2）を交付申請書（様式第1号）と同時に提出するものとする。

別表5（第29条関係） 補助対象とする住宅

(ア)補助対象の住宅 次のいずれかを満たす住宅を補助対象とする。	1. 市町が指定する空き家バンクに登録されている住宅 2. 市町の立地適正化計画で定める居住誘導区域等に立地する住宅 3. 1, 2以外の住宅
(イ)補助対象外の住宅	(ア)の規定にかかわらず、災害レッドゾーンに立地する住宅は、補助対象外とする。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。